

倉吉市上下水道局告示第10号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第4項の規定により準用する同法第25条の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定給水装置工事事業者の指定の更新をし、又は更新をせずその効力を失ったので、倉吉市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成10年倉吉市水道事業管理規程第3号）第9条の規定により告示する。

令和7年9月30日

倉吉市長 広田 一恭

1 指定の更新をした倉吉市水道事業指定給水装置工事事業者（16事業者）

指定番号	住 所 又 は 所 在 地	名 称	代 表 者
1	鳥取県倉吉市清谷町2丁目80番地	有限会社 長谷川商店	代表取締役 長谷川 暢宏
5	鳥取県倉吉市福庭町1丁目571番地	中海工業 株式会社	代表取締役 山本 孝平
13	鳥取県倉吉市和田東町196番地1	株式会社 トンボプロパンガス	代表取締役 谷口 俊二
20	鳥取県倉吉市和田東町115番地1	早田設備 株式会社	代表取締役 早田 典道
24	鳥取県倉吉市井手畑158番地	株式会社 ベクト総業	代表取締役 新田 英雄
28	鳥取県倉吉市八屋209番地2	有限会社 高橋設備工業所	代表取締役 高橋 道夫
32	鳥取県東伯郡北栄町西園98番地1	有限会社 中原設備商会	代表取締役 中原 裕之
34	鳥取県東伯郡湯梨浜町久留20番地11	有限会社 いるか設備	代表取締役 浦木 純二
35	鳥取県東伯郡琴浦町赤碕1708番地9	有限会社 信方水道設備	代表取締役 信方 貴光
42	鳥取県東伯郡北栄町江北473番地4	日総工業 株式会社	代表取締役 川畑 和重
43	鳥取県東伯郡三朝町大柿657番地	オグラ管機 有限会社	代表取締役 小椋 学
44	鳥取県東伯郡琴浦町徳万731番地	株式会社 ヘイセイ	代表取締役 種子 善之
47	鳥取県東伯郡琴浦町逢束873番地	株式会社 伊藤建設	代表取締役 伊藤 典章
50	鳥取県東伯郡北栄町亀谷950番地4	有限会社 キコー設備	代表取締役 小椋 一徳
53	鳥取県東伯郡琴浦町赤碕2000番地1	株式会社 井木組	代表取締役 井木 敏晴
54	鳥取県倉吉市和田505番地3	有限会社 ユアー設備計画	代表取締役 佐々木 晋一

2 指定の効力を失った倉吉市水道事業指定給水装置工事事業者（4事業者）

指定番号	住 所 又 は 所 在 地	名 称	代 表 者
23	鳥取県倉吉市福庭町1丁目573番地	倉吉管機工業 株式会社	代表取締役 牧田 昭房
37	鳥取県東伯郡湯梨浜町田後450番地3	川口設備工業 有限会社	代表取締役 中尾 太計志
41	鳥取県倉吉市中江227番地6	有限会社 新宮設備	代表取締役 新宮 清隆
51	鳥取県倉吉市巖城1150番地18	森田設備	代表者 森田 和穂

3 更新した日又は効力を失った日

令和7年9月30日

4 更新後の指定の有効期限

令和12年9月29日まで